

## 住家被害認定調査票の作成について

1. 運用指針の調査・判定方法に則った調査票とする。
2. 各部位における損傷程度ごとの損傷面積率等を6区分（～10%、～20%、～40%、～60%、～80%、～100%）のいずれかとして把握し、足し算のみで各部位の損害割合を把握できる調査票とする。

（地震：木造・プレハブ\_第2次）

8	外壁	面積率	～10%	～20%	～40%	～60%	～80%	～100%	計
		無被害	0	0	0	0	0	0	
10%	程度Ⅰ	0	0	0	1	1	1		
	程度Ⅱ	0	1	1	2	2	3		
	程度Ⅲ	1	1	2	3	4	5		
	程度Ⅳ	1	2	3	5	6	8		
	程度Ⅴ	1	2	4	6	8	10		

3. 地震：木造・プレハブ（第1次）の調査票については、あらかじめ、損傷程度と損傷面積率から損傷率を計算した被災住家のイメージ図等の資料を参考にして、各部位（壁、屋根、基礎）の損害割合を把握する方法による調査票も選択できるものとする。

8	壁	損害割合	8	16	32	48	80
---	---	------	---	----	----	----	----

### （参考資料案）

住家被害認定調査（地震：木造・プレハブ\_第1次B） 損害割合イメージ図

本資料では、各イメージ図において、描かれていない他の2面が、概ね同等の損傷状況である前提で、損害割合を算定している。住家の各面において損傷状況が異なる住家について、イメージ図を参考に損害割合の判定を行う際には、各面の損傷を考慮して判定する必要がある。

<壁> 構成比80%

**損害割合 8%**  
 損傷率＝  
 25%（程度Ⅱ）× 8/20＝10%  
 ・仕上の剥離が生じている。  
 損害割合＝損傷率×構成比＝8%

**損害割合 16%**  
 損傷率＝  
 50%（程度Ⅲ）× 8/20＝20%  
 ・仕上材が脱落している。  
 損害割合＝損傷率×構成比＝16%

仕上材が脱落している。（程度Ⅲ）

**損害割合 32%**  
 損傷率＝  
 50%（程度Ⅲ）× 4/20＝10% } 40%  
 75%（程度Ⅳ）× 8/20＝30% }  
 ・仕上材が脱落している。  
 ・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。  
 損害割合＝損傷率×構成比＝32%

仕上材が脱落している。（程度Ⅲ）  
 下地材にひび割れが生じている。（程度Ⅳ）

**損害割合 48%**  
 損傷率＝  
 75%（程度Ⅳ）× 16/20＝60%  
 ・仕上材が脱落しており、下地材にひび割れが生じている。  
 損害割合＝損傷率×構成比＝48%

下地材にひび割れが生じている。（程度Ⅳ）

**損害割合 80%**  
 損傷率＝  
 100%（程度Ⅴ）× 20/20＝100%  
 ・仕上材が脱落しており、下地材に破損が生じている。  
 損害割合＝損傷率×構成比＝80%

下地材に破損が生じている。（程度Ⅴ）

\* 損傷面積の考え方

※仕上材が脱落している場合の取扱い  
 壁の仕上材が脱落している場合、下地材の損傷状況により、当該部分の損傷程度が以下のとおり異なることに留意して下さい。  
 損傷なし ⇒ 程度Ⅲ(50%)  
 ひび割れあり ⇒ 程度Ⅳ(75%)  
 破損あり ⇒ 程度Ⅴ(100%)

4. 被災住家全体（外部から撮影できる全ての面）の写真撮影しておくこととする。
5. 2回目以降の調査に備え、判定した住家の範囲がどこまでかを配置図上に記録しておくこととする。
6. 地震（第2次）の調査票については、被災者への説明に備え、各部位の損傷状況を平面図上に記録しておくこととする。
7. 次の2つの条件が満たされれば、地方公共団体の判断により、必要に応じて調査票の様式を修正することができることとする。
  - ・運用指針に則った調査・判定を行うことができるものである。
  - ・調査票に記録する項目として以下の各項目が盛り込まれている。

【調査票において記録する項目】

- ①所在地
- ②住家の被害の程度
- ③判定した住家の範囲（建物のうち居住の用に供されていると推定される部分）
- ④外観による判定結果
- ⑤住家の傾斜
- ⑥床上浸水の有無（水害の場合のみ）
- ⑦屋根等の損傷の有無（風害の場合のみ）
- ⑧各部位の損傷（i～ivのいずれか）
  - i. 各部位の損傷状況（図面、写真等で記録）
  - ii. 各部位の損傷程度ごとの損傷面積率等
  - iii. 各部位の損傷率
  - iv. 各部位の損害割合
- ⑨住家の損害割合